第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

業種		略称
法第144条の６に掲げるもの	石油化学製品製造業	石化

業種		略称
法附則第12条の２の７第１項第１号に掲げるもの	漁船	漁
	漁船以外の船舶	船
法附則第12条の２の７第１項第２号に掲げるもの	自衛隊	自
法附則第12条の２の７第１項第３号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の２の７第１項第４号に掲げるもの	農業等	農
	林業等	林
法附則第12条の２の７第１項第５号に掲げるもの	セメント製品製造業	セ
	生コンクリート製造業	生
	電気供給業	電
	鉱物の掘採事業	鉱
	とび・土工工事業	と
	鉱さいバラス製造業	バ
	港湾運送業	港
	倉庫業	倉
	貨物利用運送事業等	貨
	航空運送サービス業	空
	廃棄物処理事業	廃
	木材加工業	木加
	木材市場業	木市
	堆肥製造業	肥
	索道事業	索

第十六号の十五様式の表、第十六号の十八様式の表及び第十六号の十九様式の表中「国税犯則取締法（地方税法において準用する場合を含む。）若しくは」を「国税通則法、」に改め、「特別とん税法において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは地方税法」を加え、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。